

2021年3月11日

公益社団法人全国消費生活相談員協会
理事長 増田 悦子

株式会社SAMURAI
代表取締役 木内 翔大

回答書

貴協会から受領した2021年2月8日付け申入書（以下「本件申入書」といいます）について、以下のとおりご回答します。なお、本件申入書においては事案が特定されておきませんので、以下のご回答は当社の現在の一般的な運用に基づくものです。

1. 当社約款10条の削除を求める申入事項について

(1) 本件申入書は、当社が運営するプログラミングスクールにおける勧誘を、特定商取引法に定める「電話勧誘販売に当たる方法により行っている」ものとし（本件申入書2頁）、「全体としてパソコンの操作に関する知識や技術の教授を行うものと考えられるため・・・特定継続的役務提供に当たる」（同3頁）としたうえで、これらに該当することを前提に、当社約款10条1項及び2項の削除と使用停止を申入れておられます（同2～3頁）。

しかし、以下のとおり、当社が運営するプログラミングスクールは「特定継続的役務」に該当せず、その勧誘方法は「電話勧誘販売」に該当するものではありません。

(2) 特定商取引法が「特定継続的役務」として指定した役務のうち、「電子計算機又はワードプロセッサの操作に関する知識又は技術の教授」（同法施行令別表第四の6号、いわゆるパソコン教室）の解釈に関して、2014年、ある事業者が、同法を所管する経済産業省に対し、産業競争力強化法のグレーゾーン解消制度に基づいて、「インターネットを通じたプログラミング教育の提供」が、特定継続的役務に該当するか否かを照会しました。これに対し、経済産業省は、同年12月25日、「今般の照会事業については、パソコンの操作に関する知識や技術の教授と一体不可分とならない限り、『特定継続的役務』に該当しない」旨を回答し、当該回答を公表しています（資料1）。

当社が運営するプログラミングスクールは、Ruby、PHP、Pythonその他のプログラミング言語、Webサイト制作及びアプリ開発等にかかる知識・技術の指導を行うものであり、上記照会にいう「インターネットを通じたプログラミング教育」の性質を有するものです。当社では、プログラミング教育の際に、パソコンの操作に関する知識や技術の教授と一体不可分となっている旨の誤解を受けないよう運用しておりますので（具体的には、例えば、キーボード・マウスの操作、

Excel、Word、Powerpointその他の基本ソフトウェアの操作を含むパソコンの操作に関する指導を行わないものとしております)、上記経済産業省の回答に照らし、当社が運営するプログラミングスクールは「特定継続的役務」に該当しません。

- (3) 特定商取引は、「電話勧誘販売」について、事業者が「電話をかけ又は政令で定める方法により電話をかけさせ」て行う役務提供契約等の締結についての勧誘により、契約を「郵便等」により締結して行う役務の提供をいうもの（等）をいうと定めています（同法2条3項）。

当社では、2020年2月ころまでは、原則として、顧客に本社等にお越しいただいて対面で契約締結に伴う説明等を行っていました。対面で行う説明は、「電話をかけ又は政令で定める方法により電話をかけさせ」て勧誘する方法に該当しません。

近時は、コロナウイルス感染症拡大防止の必要性も踏まえて、当社でもWeb会議システムを利用したオンライン面談の方法で契約締結に伴う説明等を実施することが増えています。当社では、オンライン面談の方法で説明を行う場合においても、当社からかけた「電話」¹で勧誘することはせず、「役務提供契約の締結について勧誘をするためのものであることを告げずに『電話』をかけることを要請する」方法（特定商取引法施行令2条①号）をとらず、かつ、「他の者に比して著しく有利な条件で・・・役務提供契約を締結することができる旨を告げ、『電話』をかけることを要請する」方法（同②号）に該当しないもとらない運用としております。よって、当社が行っている勧誘方法は「電話勧誘販売」に該当しません。

- (4) 以上のとおり、当社が運営するプログラミングスクールは「特定継続的役務」に該当せず、その勧誘方法は「電話勧誘販売」に該当しませんので、それぞれ該当する旨の前提に基づき約款10条の削除と使用停止を求めるお申入れには、応じることができません。

2. 書面交付にかかる要望事項について

本件申人書は、「電話勧誘販売」「特定継続的役務提供」に該当することを前提に、当社において特定商取引法に基づく書面を交付するよう求めておられます（本件申人書4頁）。

しかし、上記1. と同じ理由により、かかるご要望に応じることができません。

3. 当社約款12条の削除を求める申入事項について

本件申人書は、裁判管轄を定める当社約款12条の削除と使用停止を求めておら

¹ 特定商取引法2条3項にいう「電話」は、「有線、無線その他の電磁的方法によって、音声その他の音響を送り、伝え、又は受けるものである限り、スカイプ等インターネット回線を使って通話するIP電話等も『電話』に含まれる」と解されており、Web会議システムも、ここでいう「電話」に含まれることを前提としています。

れます。

しかし、契約当事者は、合意により管轄裁判所を定めることができるのが原則であり（民事訴訟法11条1項）、他方で、当事者の住所その他の事情を考慮して訴訟を移送し（同法17条）、または移送せず（同条類推）、また、当事者が遠隔の地に居住しているとき等において電話会議の方法で弁論準備手続を行う（同法170条3項）などの方法により、当事者間の衡平を調整することが可能であり、実務上もそのように運用されているかと存じます。以上を踏まえ、当社約款12条の削除を求めるお申入れには、応じることができません。

4. 今後の体制整備等について

当社は、お申入れの趣旨も踏まえ、法令を遵守した上で顧客の利便をさらに向上し、かつ、顧客に誤解や不利益が生じることのないよう、体制整備、社内教育等の努力を続けてまいりたいと考えております。

以 上

【添付資料】

資料1 2014年12月25日付け経済産業省News Release

平成 26 年 12 月 25 日

インターネットを通じたプログラミング教育の提供が明確化されます

～産業競争力強化法の「グレーゾーン解消制度」の活用～

本年 1 月 20 日に施行された産業競争力強化法に基づく「グレーゾーン解消制度」について、経済産業省所管の事業分野の企業からの照会に対して、回答を行いました。

1. 「グレーゾーン解消制度」の活用結果

現行の「特定商取引に関する法律」は、同法第 41 条で定義する「特定継続的役務」を事業者が一定期間を超える期間に渡し、一定金額を超える対価を受け取って提供する場合、契約締結時の書面交付等を義務付ける他、クーリング・オフ制度や中途解約等の民事ルールを設けています。

これに関連して、今般、事業者より照会のあったインターネットを通じたプログラミング教育の提供が、「特定継続的役務」のうち、「電子計算機又はワードプロセッサの操作に関する知識又は技術の教授」（いわゆるパソコン教室）に該当するか否か等について、照会がありました。

消費者庁及び経済産業省で検討を行った結果、今般の照会事業については、パソコンの操作に関する知識や技術の教授と一体不可分とならない限り、「特定継続的役務」に該当しない旨の回答を行いました。

これにより、インターネットを通じてプログラミング教育を提供する新たなサービスが生まれ、高いプログラミング能力を有するエンジニアの育成に資することが期待されます。

2. 「グレーゾーン解消制度」の概要

産業競争力強化法に基づく「グレーゾーン解消制度」は、事業に対する規制の適用の有無を、事業者が照会することができる制度です。

事業者が新事業活動を行うに先立ち、あらかじめ規制の適用の有無について、政府に照会し、事業所管大臣から規制所管大臣への確認を経て、規制の適用の有無について、回答するものです（本件の場合、事業所管大臣は経済産業大臣、規制所管大臣は内閣総理大臣（消費者庁）及び経済産業大臣となります）。

（本発表資料のお問い合わせ先）
経済産業省 商務情報政策局
サービス政策課長 松岡
担当者：落合、山口、嶋田
電話：03-3501-1511（内線 4021）
03-3580-3922（直通）